

ひょうご市民農園整備事業実施要領

第1 趣旨

自然と親しみ、自然と共に生きることを実感しながら、食と「農」に親しむ「楽農生活」を実践する身近な農作業体験の場となる「市民農園」の機能向上や新規開設を支援するひょうご市民農園整備事業を実施するに当たり、必要な事項を定める。

第2 事業実施主体

本事業の実施主体は、市町、農業協同組合、農業者の組織する団体、農業者、NPO法人、民間企業等の営利法人、社会福祉法人等の非営利法人、自治会等の任意団体とする。

第3 事業の内容

本事業は、地域の人々等との交流・連携、作物残さ等の堆肥化による資源循環のほか、地域景観と調和した修景など地域の実情に応じて行うものとし、事業の実施に当たっては、別記実施基準によるものとする。

第4 事業実施地区

本事業の実施地区は、既設及び新設市民農園のうち継続的な利用が確実である地区とする。

第5 事業の申請

1 事業実施主体は、事業を実施しようとするとき、別紙様式1号により、県民局又は県民センター長（以下「県民局長等」という。）に申請するものとする。

なお、申請に当たっては、次の表の区分に応じ必要な経由機関を通じて行うものとする。

事業実施主体	経由機関	申請先
市町	なし	当該事業の区域を所管する県民局長等
上記以外の者	当該事業の区域を所管する市町長	

2 県民局長等は、前項の申請を受理したときは、別紙様式2号により承認を行うとともに、当該申請書及び承認書の写しを農林水産部長に提出するものとする。

第6 事業の変更

事業実施主体は、計画の内容等に、次の各号に規定するいずれかの変更が生じた場合は、速やかに第5の規定に準じて計画の変更申請を行い、必要な承認を得なければならない。

- 1 間接補助事業における事業実施主体の変更
- 2 事業費の30%を超える増減

第7 事業実施期間

本事業の実施期間は、1年とする。

第8 事業の推進体制

- 1 市町は、市町の農業、都市、福祉その他の関係部局、関係機関等との連携を図り、一体となって、本事業の適切かつ効果的な実施と事業実施後の施設等の利用促進に努めるものとする。
- 2 知事は、本事業の適切かつ効果的な実施と事業実施後の施設等の利用促進に関し必要な指導・助言を行うものとする。

第9 補助

- 1 知事は、予算の範囲内において、本事業の実施に要する経費について、農林水産部補助金交付要綱に定めるところにより、助成を行うものとする。
- 2 補助率は、補助対象事業費の1/2以内とする。
また、事業実施主体当たりの補助金額の上限は、1,500千円とし、予算の範囲内において補助を行うものとする。

第10 報告

- 1 事業実施主体は、事業が完了したときは、事業完了後1ヶ月を経過する日又は事業実施した年度の年度末のいずれか早い日までに、別紙様式3号により、県民局長等に報告するものとする。
- 2 事業実施主体は、事業を実施した市民農園について、事業完了年度の翌年度から3年間毎年度、当該年度における利用状況等を別紙様式4号により、当該年度の翌年度の5月31日までに県民局長等に報告するものとする。
- 3 県民局長等は、事業実施主体から第1項又は第2項の報告を受けたときは、その写しを農林水産部長に送付するものとする。
- 4 第1項及び第2項に規定する報告は、第5の1の規定を準用し、必要な経由機関を通じて行うものとする。

第11 その他

- 1 知事は、農林水産部補助金交付要綱第15条により交付決定の取消し及び公表を行う場合や、地方自治法第221条第2項により調査及び報告を徴する場合がある。
- 2 この要領に定めるもののほか、本事業の実施に関し必要な事項は、農林水産部長が別に定めるものとする。

附 則

- 1 この要領は、平成13年5月25日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、平成25年12月2日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、令和2年12月28日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、令和7年4月1日から施行する。

(別記)

ひょうご市民農園整備事業実施基準

第1 一般基準

- 1 補助対象事業は、事業計画に基づき、地域の特性に応じた楽農生活の推進のために必要な事業を効果的に実施するものとする。
- 2 事業の計画及び実施に当たっては、地域環境等に留意しつつ、事前に市民農園管理者や農園利用者、地域住民との協議・調整を十分に行うものとする。
- 3 本事業の対象となる市民農園は、市民農園整備促進法第2条第2項に該当し、かつ、兵庫楽農生活センターのホームページに登録された市民農園又は今後登録することが確実と見込まれる市民農園に限るものとする。
- 4 事業実施主体が農業者個人の場合は、市町や農業協同組合等と連携した取組であること。
- 5 補助対象事業費は、当該事業実施地区及び事業の実情に即した適正な現地実行価格により算定するものとし、資材等はそれぞれの目的に合致したものでなければならない。
なお、事業費の低減を図るために適切と認められる場合には、直営施工等を積極的に認めることとする。
- 6 補助の対象とする整備は、新品による実施のほか、既存施設及び資材の有効活用等の観点からみて、当該事業実施地域又は整備する市民農園の実情に則り必要があると認められる場合には、改築、併設又は古品・古材の利用に係る事業を補助の対象とすることができるものとする。
- 7 事業実施主体が、自力又は他の助成によって実施中の事業又は既に完了した事業を本事業に切り替えて補助の対象とすることは、認めないものとする。
- 8 事業実施に伴う用地の買収、賃借等に要する費用及び補償費は、補助の対象としないものとする。
- 9 目的外使用のおそれの多いものは、補助の対象としない。
- 10 補助事業は、的確な実施を期するとともに、事業の目的が十分に達成されるよう事業完了後における経営管理に必要な措置を講ずるものとする。

第2 事業内容基準

- 1 本事業については、下表の必須要件を満たす場合に限り補助の対象とする。
ただし、必須要件を既に満たしている又は満たすことが確実な市民農園は、選択要件のみで実施できる。
- 2 本事業に際して、選択要件は必ずしも整備を要件とするものではなく、事業費の範囲内で地域の実状、農園利用者の意見等を反映した整備が行われるよう努めるものとする。

種目	内 容	取 組 例
必須要件	(1) 交流・連携の推進	○交流の場の設置(東屋の設置、交流広場の設置) ○交流資材の設置(ベンチ、イベント掲示板の設置) ○栽培講習会の開催 ○品評会の開催 等
	(2) 作物残さ等の堆肥化による資源循環	○コンポスト化施設の設置 ○資源循環や廃棄物削減にかかる啓発活動等
選択要件	(1) 景観整備	○シンボルツリーの設置、植樹帯の設置 等
	(2) 高齢者・障害者への対応	○管理棟、集会棟、園路のバリアフリー化 ○車椅子での利用が可能なプランター区画の設置 ○高齢者・障害者用区画の設置 等
	(3) その他市民農園の運営に必要な施設・農機具等の整備	○区画・園路、小舎、農機具庫、駐車場、トイレ、農機具 等

(別紙様式1号)

ひょうご市民農園整備事業 (変更) 申請書

番 号
年 月 日

〇〇県民局長 様

事業実施主体
代表者名
住所
電話番号
E-mail アドレス

ひょうご市民農園整備事業実施要領（平成13年5月25日付け農政第188号）第5の1（第6）の規定により、別紙のとおり申請します。

(別紙)

ひょうご市民農園整備事業 計画(変更計画・実績報告)書

市町名	地域名	施設名	事業実施主体名	実施年度

1 事業実施地区の概要

(1) 地域の概要

--

(2) 市民農園におけるこれまでの取組

--

(3) 市民農園の概要

開設の時期 (いずれかに○を記入)		開設方式 (いずれかに○を記入)		適用法令 (いずれかに○を記入)	
	開設済み (年 月開設)		特定(都市)農地貸付方式(貸し農園)		特定農地貸付法
	開設予定 (年 月予定)		農園利用方式 (体験農園)		都市農地貸借法
					市民農園整備促進法
					なし

	規模・機能			利用状況 (%)
	全体面積(m ²)	区画数(1区画面積)	附帯施設*	
現状(整備前)				
整備後				

※ 附帯施設のうち、実施基準第2の1の表の必須要件の(1)交流・連携の推進に該当する施設には「①」を、(2)作物残さ等の堆肥化による資源循環に該当する施設には「②」を附帯施設名の前に記入する。

2 整備計画

(1) 事業内容

整備の内容			
事業種目		工種又は施設区分※	内容
必須要件	(1) 交流・連携の推進		
	(2) 作物残渣等の堆肥化による資源循環		
選択要件			

※施設を整備することにより要件を満たす場合のみ記入すること。

(2) 総事業費

単位：円

総事業費	補助対象経費	負担の区分		積算基礎
		県費	その他	

(3) 工期（年月日） 年 月～ 年 月

3 市民農園の管理運営計画

(1) 利用計画

--

※ 事業実施主体が農業者の場合は、市町や農業協同組合等との連携について記述すること

(2) 収支計画

収入		支出	
項目	金額(円)	項目	金額(円)
合計		合計	

※ 収入と支出の合計は額が一致するように記載すること。

(3) 市民農園における交流推進計画

交流推進計画	計画の達成手法

(添付資料) ※計画申請時に添付した書類と同じものは変更計画申請及び実績報告時には省略可

- ①位置図 ② 平面図 (区画、施設のレイアウト等)
 - ③年間栽培計画 (農園利用方式の場合のみ添付、利用者の年間作業がわかる計画とすること)
 - ④市民農園管理運営規約 (案)、農園利用方式の場合は農園利用契約書 (案)
 - ⑤事業実施主体が農業者の組織する団体等任意団体の場合は組織の規約、構成員名簿
 - ⑥事業実施主体が法人の場合は登記事項証明書、定款 ⑦設計書又は見積書等
 - ⑧必須要件の取組内容を確認できる書類
- (例) 栽培講習会のカリキュラム (案) (内容、講師、頻度等が記載されたもの)、品評会の開催要領 (案)、資源循環や廃棄物削減にかかる啓発活動に用いるリーフレット (案) 等 (取組を実施することにより要件を満たす場合のみ添付)

(別紙様式2号)

番 号
年 月 日

事業実施主体
代表者名 様

〇〇県民局長

ひょうご市民農園整備事業の（変更）承認について

年 月 日付け 第 号で提出のあった計画については、ひょうご市民農園整備事業実施要領（平成13年5月25日付け農政第188号）第5の2（第6）の規定により承認します。

(別紙様式3号)

ひょうご市民農園整備事業 実績報告書

番 号
年 月 日

〇〇県民局長 様

事業実施主体
代表者名
住所
電話番号
E-mail アドレス

ひょうご市民農園整備事業実施要領（平成13年5月25日付け農政第188号）第10の1の規定により、別紙のとおり報告します。

(別紙様式4号)

ひょうご市民農園整備事業 実施状況報告書

番 号
年 月 日

〇〇県民局長 様

事業実施主体
代表者名
住所
電話番号
E-mailアドレス

ひょうご市民農園整備事業実施要領（平成13年5月25日付け農政第188号）第10
の2の規定により、別紙のとおり報告します。

(別紙)

ひょうご市民農園整備事業 実施状況報告書

1 市民農園の概要

市町名	地域名	施設名	事業実施主体名	実施年度

2 実施状況

年 度	第1年度(年度)	第2年度 (年度)	第3年度 (年度)
施設利用率(%)			
利用状況			
市民農園における交流状況			
今後の改善点			